

## 認定留学に係る授業料減免の返金について

認定留学終了後、所定の手続きを全て終了した後、銀行振込により授業料減免額が返金されます。この授業料減免制度の概要は以下の通りです。

(学生便覧より)

### 《減免の条件》

- ①学費を納入期限までに全額納入済であること
- ②認定留学申請時に【授業料減免申請書】を提出済みであること
- ③留学終了後1ヶ月以内に【留学終了届兼留学に伴う単位認定願】を提出すること

### 《減免額》

上記の条件を満たしている場合、留学期間に応じて本学授業料が減免される（施設設備費および諸会費は減免対象外）

- 1 学期間(6ヶ月)：年間授業料 25%減免
- 2 学期間(1年)：年間授業料 50%減免

### 《返金時期の目安》

前期に留学を終了し、後期(9月)から履修登録をする場合…翌年の3月末までに入金  
後期に留学を終了し、前期(4月)から履修登録をする場合…同年の8月末までに入金  
※4年生は卒業後の同時期の入金

上記、《減免の条件》③【留学終了届兼留学に伴う単位認定願】を提出後、教授会に於ける留学終了および単位認定内容の審議・承認を経て、返金の事務手続きが開始されます。指定口座への振込時期が確定すると、総務課より保証人宛に入金日のお知らせが郵送されます。

なお、【留学終了届兼留学に伴う単位認定願】の提出時期、審議期間により返金時期が前後することがありますのでご了承ください。上記の返金時期は目安としてお考えください。

2016年9月  
国際交流課